

# 車場支配の奪還を狙う攻撃

八月三十日、当局は「現場協議委員会に関する協約」改訂についての提案を行った。

「改訂」の狙いは、「職場荒廃の元凶は現場協議制度にある」とした第二臨調第四部会の報告にそって、現場協議の無力化による職場支配権の奪還を狙った慣行・既得権剥奪Ⅱ国鉄労働運動解体の重大な攻撃である。動労千葉は、団交の席上、この反動的な提案を断固として弾劾するとともに、白紙撤回を要求して当局を追及した。

「結論が出なければ十一月三十日以降再締結しない」——高圧的な当局——

当局は、「現場協議に関する協約の改訂について」の前文の「考え方」の中で、つぎのようにべている。

本日提案した協約の改訂については、遅くとも昭和五十七年十一月三十日までに結論を得ることとしたい。なお現行の「現場協議に関する協約」は、昭和五十七年十一月三十日までに改訂の結論が得られない場合、再締結する考えはない。

これほど労働組合を無視した提案のやり方は前例のないことであり、われわれの抗議と全面撤回要求に対し、なんと十一月三十日まで締結していただきたい」としか答えることができなかったものの、当局の姿勢の大きな変化といえる。この一点に、国鉄労働運動破壊にかけた、当局の並々ならぬ決意を見ることができ

る。

現場協議の無力化を狙った「改訂案」

その上で、「改訂案」は現場協議について具体的に様々な制限を設けている。

第一に、現場協議は、月一回、二時間限りとし、審議内容は労使の幹事委員が打ち合せた事項のみとするとしている。

第二に、委員の数を五名から三名に減らし、二名の出席をもって成立するとしている。われわれの追及に対し当局は、「時間内に解決しなければ『上級委員会』を活用できます」とか、「多数の委員で協議しても意味がない」などと、現場協議制度の無力化を策す意向を隠そうともしない答弁をくりかえした。

現場協議を否定する「改訂案」

さらに、「改訂案」第九条は、現場協議そのものを否定している。

すなわち、第一に「委員会」は現場固有の日常の労働条件に関して生じた団体的紛争について

審議する」としたうえで、「ただし次の各号に該当するものは除く」としている。すなわち、

- (1) 人事権、施設管理権等管理運営に属する事項
- (2) 現場長の権限外事項
- (3) 苦情処理手続の取扱事項
- (4) 労働安全衛生委員会に付議されている事項
- (5) 審議の利益がない事項
- (6) その他当該現場における審議に適さない事項

これは、当局が「現場長の権限外」「利益がない」「審議に適さない」と判断すれば審議しなくてよいことになり、現場協議をなくす的に廃止しようとするものである。

当局だけ都合のよい「改訂案」

第二に、「委員会の審議で結論が得られなければ、新たに設置する『上級委員会』に移す」としたうえで、「当局側が示した労働条件変更の施策は、紛争が起き労使で審議中であっても実施できる」としている。

すなわち、現場協議で対立したら当局は上移してしまえばいいわけである。その場合業務は当局側の施策通り実施できるからである。こんな手前勝手ないい分があるだろうか。

動労「本部」革マルの裏切りを許さず

白紙撤回をかちとろう

このように、今回の「改訂」が臨調基本答申のなかで「緊急にとるべき措置」として、明文化されている「現場協議制度を改める」にそった労働運動解体の攻撃としてかけられてきていることはききりとつかむとともに、全力で白紙撤回をかちとらねばならない。

とりわけ、この「改訂」に対し、七月二二日、鉄労とともにいち早く団交に応じ、ブル・トレ手当返済につづく裏切りを策す動労「本部」革マルを絶対に許してはならない。

全国鉄労働者の総決起によって、「現場協議制度改訂」攻撃粉碎をかちとろう。